

1ヘクタール未満の墓園又は運動・レジャー施設に係る併設建築物

市街化調整区域内における1ヘクタール未満の墓園又は運動・レジャー施設（以下「墓園等」という。）である工作物の管理に必要な建築物の建築行為で、下記のすべての要件に該当するものは、都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに基づき、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 対 象

対象とするのは、開発許可を要しない（主たる目的が建築物の建築等に係るものでない。）1ヘクタール未満の墓園等の設置に係る建築物の建築行為及び既存の墓園等における建築物の建築行為とする。

2 建築敷地

建築敷地は、墓園等の区域内であること。

3 併設建築物

(1) 施設内容

管理に必要な建築物は、次に掲げるものとする。

ア 便所

イ 休憩室（運動・レジャー施設にあつては、更衣室、シャワー室を含む。）

ウ 物置

エ 事務室

(2) 規模等

ア 併設建築物の階数は1とし、高さ10メートル以下であること。

イ 建築物全体の延べ面積は、100平方メートル以下であること。

ウ 併設建築物は、周辺の土地利用及び環境に配慮されたものであること。

4 他法令との関係

(1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の許可を取得しているか、又は取得する見込みがあること。

(2) 他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。（平成21年6月5日第10回議決）